

指定標準				
適用区域	主な地域区分	建蔽率 %	容積率 %	用途地域の変更に 当たり導入を 検討すべき事項 (注)
1 良好な中高層住宅地として、その環境を保護する区域 又は開発、整備する区域	中枢広域（中央 環状線外側） 新都市生活 多摩広域	40 50 60	100 150 200	敷
2 中枢広域拠点域内の住宅地の区域又は枢要な地域の拠点、地域の拠点若しくは生活の中心地の周辺の区域で、良好な中高層住宅化を図るべき区域	中枢広域 新都市生活 多摩広域	50 60	200 300	敷、壁
3 学校、図書館、その他の教育施設、病院等の立地を図る区域		30 40 50 60	100 150 200	
4 上記3の区域で、計画的に高度利用を図る区域		50 60	300	
5 特に中高層住宅地として、高度利用化を図る区域	中枢広域（中央 環状線内側）	50 60	400 500	敷、壁
6 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域を貫通する主要な道路沿いで、特に後背地の良好な環境を保護する区域	中枢広域 新都市生活 多摩広域	40 50 60	100 150 200	敷

(注) 用途地域の変更に当たり、指定標準の内容に応じて原則として用途地域又は地区計画等で導入を検討すべき事項及びその凡例

敷：敷地面積の最低限度 壁：壁面の位置又は外壁の後退距離 容：容積率の最高限度
 用：建築物等の用途制限 高：高さの最高限度 環：環境形成型地区計画